

令和3年4月7日

お客さま各位

西中国信用金庫

島根県松江市における大規模火災による災害被災者 に対する対応について

島根県松江市の大規模火災により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

西中国信用金庫では、下記のとおり、被害に遭われました皆さまからのお問い合わせ、ご相談を承っておりますので、ご利用くださいますようご案内申し上げます。

記

1. 被災状況に応じた対応について

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応じます。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応じます。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応じます。
また、これを担保とする貸付にも応じます。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立に応じます。
- (5) 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への記載および取引停止処分に対して配慮します。
- (6) 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応じます。
- (7) 国債を紛失した場合のご相談に応じます。
- (8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資に係る返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講じます。
- (9) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応じます。

2. ご相談窓口（預金・融資・その他）

- (1) 最寄りの営業店
- (2) お客様相談センター 0120-26-3521

以上